
IRにおけるギャンブル等依存症対策

有限責任 あずさ監査法人

平成29年10月

本日の説明内容

1. 日本におけるギャンブル等依存症の状況

- (1) ギャンブル等依存症とは
- (2) 日本におけるギャンブル等依存症率に関する調査
- (3) 日本におけるギャンブル等依存症対策に関する最近の動向

2. 海外のIRで実施されているギャンブル等依存症対策

- (1) 諸外国のIRにおけるギャンブル等依存症対策の制度
- (2) シンガポールにおけるギャンブル等依存症率の推移

3. 日本型IRにおいて検討されているギャンブル等依存症対策

- (1) IR推進会議の取りまとめにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

1. 日本におけるギャンブル等依存症対策 の現況

(1) ギャンブル等依存症とは

1. 日本におけるギャンブル等依存症の現況

(1) ギャンブル等依存症とは

ギャンブル等依存症とは

一般的には、競馬等の公営競技やパチンコにのめり込んでしまい、生活に支障が生じ、治療を必要とする状態をいう。

※ 日本のギャンブル等依存症の実態把握調査でのギャンブル等依存症化の判定方法

日本における最近のギャンブル等依存症の実態把握調査では、SOGS (The South Oak Gambling Screen) という世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストが用いられている。SOGSは12項目(20点満点)の質問からなり、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

1. 日本におけるギャンブル等依存症の現況

(1) ギャンブル等依存症とは

SOGSの12の質問項目

- ・ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にまたギャンブルをしましたか
- ・ギャンブルで負けたときも、勝っていると嘘をついたことがありますか
- ・ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか
- ・自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか
- ・ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか
- ・自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがありますか
- ・ギャンブルとやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか
- ・ギャンブルの証拠となる券などを、家族の目に触れぬように隠したことがありますか
- ・ギャンブルに使う金に関して、家族と口論になったことがありますか
- ・借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか
- ・ギャンブルのために、仕事や学業をさぼったことがありますか
- ・ギャンブルに使う金はどのようにして作りましたか。またどのようにして借金しましたか。

出典：ギャンブル依存とたたかう 帚木蓬生 新潮社 より

(2) 日本におけるギャンブル等依存症率 に関する調査

1. 日本におけるギャンブル等依存症の現況

(2) 日本におけるギャンブル等依存症率に関する調査

ギャンブル等依存症率の実態把握のための調査は、近年3回実施

平成25年度調査研究

調査概要：アルコール依存症に対する調査に付随して、ギャンブル等依存症に関する調査を実施

調査方法：全国の成人4,153人に対し、調査票によるアンケート調査を実施（無作為に抽出した7,052人に協力依頼をし、回答率は58.9%）

平成28年度調査研究（予備調査）

調査方法：11都市（*1）に居住する成人2,200人を無作為に抽出し、そのうち協力を得た者を対象に、調査票を用いて面接調査を実施。調査結果は、平成29年3月31日に公表

*1：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京23区、川崎市、横浜市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市の11都市

出所：ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議 第1回 資料4 厚生労働省資料 を抜粋

1. 日本におけるギャンブル等依存症の現況

(2) 日本におけるギャンブル等依存症率に関する調査

平成29年度調査研究（全国調査）

調査方法：全国300地点の住民基本台帳から無作為に対象者を抽出し面接調査を実施。調査対象者は10,000名であり、回答者数は5,365名（回収率は53.7%）、有効回答数は4,685名（有効回答率46.9%）。調査結果は、平成29年9月29日に公表

調査結果：過去1年以内のギャンブル等の経験等について評価を行い、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を、成人の0.8%と推計。平均年齢は45.5歳、男女比9.7：1）
最もよくお金を使ったギャンブル等については、パチンコ・パチスロが最多
「ギャンブル等依存症が疑われる者」の過去1年以内の掛け金は、平均で1か月に約5.8万円

出所：国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（全国調査結果の中間とりまとめ）より抜粋

1. 日本におけるギャンブル等依存症の現況

(2) 日本におけるギャンブル等依存症率に関する調査

調査結果の概要

| | 平成29年度 全国調査 | 平成28年度 予備調査 | 平成25年度 全国調査 |
|--|---|-------------------------|---|
| 研究実施主体 | 日本医療研究開発機構(AMED) (久里浜医療センターに委託して実施。研究代表者:松下幸生 副 院長) | | 厚生労働省科学研究 研究代表者:樋口進 (久里浜医療センター院長) |
| 調査方法 | 面接調査 | | 自記式のアンケート調査 |
| 対象者の選択方法 | 全国の住民基本台帳より無作為 に抽出 | 11都市の住民基本台帳より無作 為に抽出 | 全国の住民基本台帳より無作為 に抽出 |
| 調査対象者数 | 10,000名 | 2,200名 | 7,052名 |
| 回答者数 | 4,685名(回答率46.9%) | 993名(回答45.1%) | 4,153名(回答率58.9%) |
| ギャンブル等依存症 が疑われる者 (SOGS5点以上、 過去1年以内) | 0.8% (32名/4,685名) | 0.6% (5名/993名) | 調査していない |
| ギャンブル等依存症 が疑われる者 (SOGS5点以上、 生涯) | 3.6% (158名/4,685名) | 2.7% (26名/993名) | 4.8% |

出所：国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（全国調査結果の中間とりまとめ）より抜粋

(3) 日本におけるギャンブル等依存症対策に関する 最近の動向

1. 日本におけるギャンブル等依存症の現況

(3) 日本におけるギャンブル等依存症の最近の動向

ギャンブル等依存症対策に関する最近の動向

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 平成28年12月15日 | 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、「IR推進法」）成立 |
| 平成28年12月26日 | IR推進法公布、施行 |
| 平成28年12月26日 | ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を設置、初会合 |
| 平成29年3月31日 | 「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」公表 |
| 平成29年6月13日 | ギャンブル等依存症対策基本法案が国会に提出される。 |
| 平成29年8月29日 | 「ギャンブル等依存症対策の強化について」公表 |

ギャンブル等依存症対策に関する厚生労働省の取組

平成29年度依存症対策予算：5.3億円

（参考：平成28年度依存症対策予算は1.1億円）

- 依存症の治療拠点として、依存症の専門医療機関を全国で67か所指定、精神保健福祉センター等に依存症相談員を67名配置
- 相談支援者に対する研修の実施

(3) 日本におけるギャンブル等依存症の最近の動向

「ギャンブル等依存症対策の強化について」に取りまとめられているギャンブル等依存症への主な取組

➤ 医療・回復支援

- ギャンブル等依存症者が身近な地域で状態に応じた適切な相談・治療を受けられる体制の整備
- 医師や精神保健福祉士等の人材育成
- ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発
- 依存症回復のための民間団体（自助グループ等）への支援の強化

➤ 学校教育、消費者行政

- 学校教育におけるギャンブル等依存症についての指導や普及啓発の強化
- 消費者教育の充実
- 消費生活センター等の相談体制の強化
- 多重債務等における相談体制や関係機関の連携の強化

2. 海外のIRで実施されている ギャンブル等依存症対策

(1) 諸外国のIRにおけるギャンブル等依存症対策
の制度

2. 海外のIRで実施されているギャンブル等依存症対策

(1) 諸外国のIRにおけるギャンブル等依存症対策の制度

IRにおける主なギャンブル等依存症対策

リスクの内容

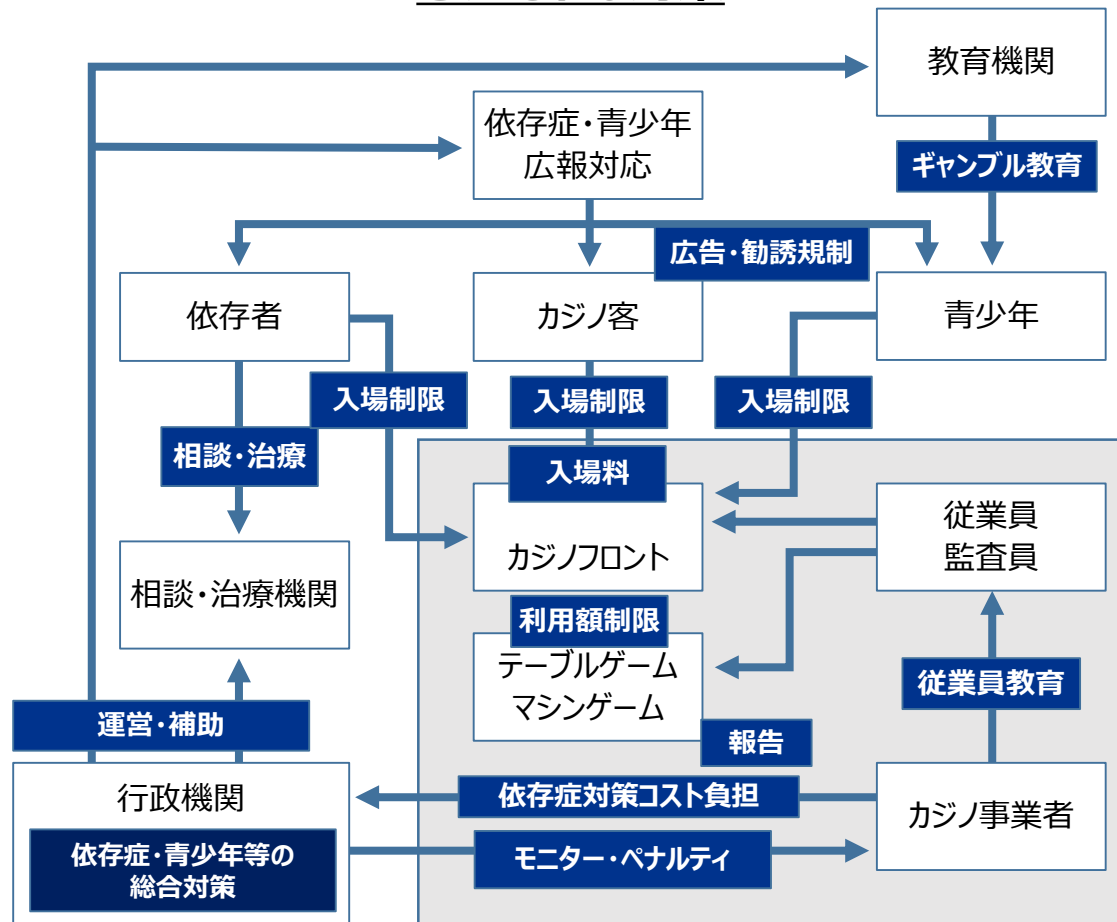
ギャンブル依存症

ギャンブル依存症は精神疾患であり、依存症者の生活・経済的破綻等を引き起こすリスク

青少年保護

判断能力が未成熟の青少年がギャンブルに接してしまうリスク

想定される対策



2. 海外のIRで実施されているギャンブル等依存症対策

(1) 諸外国のIRにおけるギャンブル等依存症対策の制度

各種依存症対策の実施状況（○：実施、－：未確認）

| | | シンガ ポール | 祇 ダ 州 | MA州 | 豪 VC州 | 韓国 ※1 |
|--|-------------------|------------|-------------|-----|----------|----------|
| カジノに おける責 任あるギ ャ ン ブ リ ン グ 対 策 | 与信対策 | ○ | －※2 | ○ | ○ | ○ |
| | 広告規制 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 入場制限 | ○ | －※3 | ○ | ○ | ○ |
| | 入場課徴金 | ○ | △※4 | － | － | △※5 |
| | 青少年の入場 制限 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 従業員教育 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 賭金等の制限 設定 | ○ | － | ○ | ○ | ○ |
| ギャンブル全 般を対象 とした責 任あるギ ャ ン ブ リ ン グ 対 策 | 広報啓発 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 青少年教育 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 相談・治療 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ギャンブル依存 症の研究調査 | ○ | － | ○ | ○ | ○ |

各国・地域の特徴

- ・シンガポール：責任あるギャンブリング対策に関しては全て法令にて規定。
- ・祇ダ州：責任あるギャンブリング対策を目的とした入場制限については、法令上規定されていない。
- ・MA州：カジノ施設内に「GameSense Info Center」を設置し、ギャンブルにまつわる基礎知識、依存症リスクの啓発、相談対応等のサービスを提供。また、家族申請に基づく入場排除は裁判所が命令。
- ・VC州：2015年12月より、スロットマシンにおける賭金等の制限設定を導入予定。
- ・韓国：賭金等の制限設定ができる電子プレイヤーズカードは2010年より試験導入されており、2018年に全面導入予定。

- ※1) 韓国国民が入場可能なカジノ場（カンウォン・ランド）でのケース。
 ※2) 依存症対策の観点からの与信制限（対策）はない。
 ※3) アメリカのカジノ事業者団体が作成しているRG規範においては、入場制限に関する規定がある。
 ※4) 法令上は入場課徴金の徴収が可能であるが、実際に入場課徴金を徴収しているカジノ事業者はない。
 ※5) 国税として入場課徴金を徴収しており、責任あるギャンブリング対策を目的としていない。

MA州：米国マサチューセッツ州
 VC州：ビクトリア州

出典：特定複合観光施設区域に関する海外事例調査（依存層対策、区域選定等）報告書 概要版

(2) シンガポールにおけるギャンブル等依存症率 の推移

2. 海外のIRで実施されているギャンブル等依存症対策

(2) シンガポールにおけるギャンブル等依存症率の推移

シンガポールでは、ギャンブル活動の実態調査のため、2005年以降、3年ごとに「シンガポール居住者のギャンブリング活動参加に関する調査（Survey in participation in Gambling Activities among Singapore Residents）」を実施し、その結果を公表している。調査結果としては、下記のように病的ギャンブル及び問題ギャンブルともに減少傾向にある。

| | 2005年 | 2008年 | 2011年 | 2014年 |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 病的ギャンブル (Probable Pathological Gambling) | 2.1% | 1.2% | 1.4% | 0.2% |
| 問題ギャンブリング (Probable Problem Gambling) | 2.0% | 1.7% | 1.2% | 0.5% |
| 合計 (Total) | 4.1% | 2.9% | 2.6% | 0.7% |

出典：「シンガポール居住者のギャンブリング活動参加に関する調査」の報告書を基にあずさ監査法人にて作成

3. 日本型IRにおいて検討されている ギャンブル等依存症対策

(1) IR推進会議の取りまとめにおいて導入が
検討されているギャンブル等依存症対策

3. 日本型IRにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

(1) IR推進会議の取りまとめにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

依存防止対策のための基本的な視座

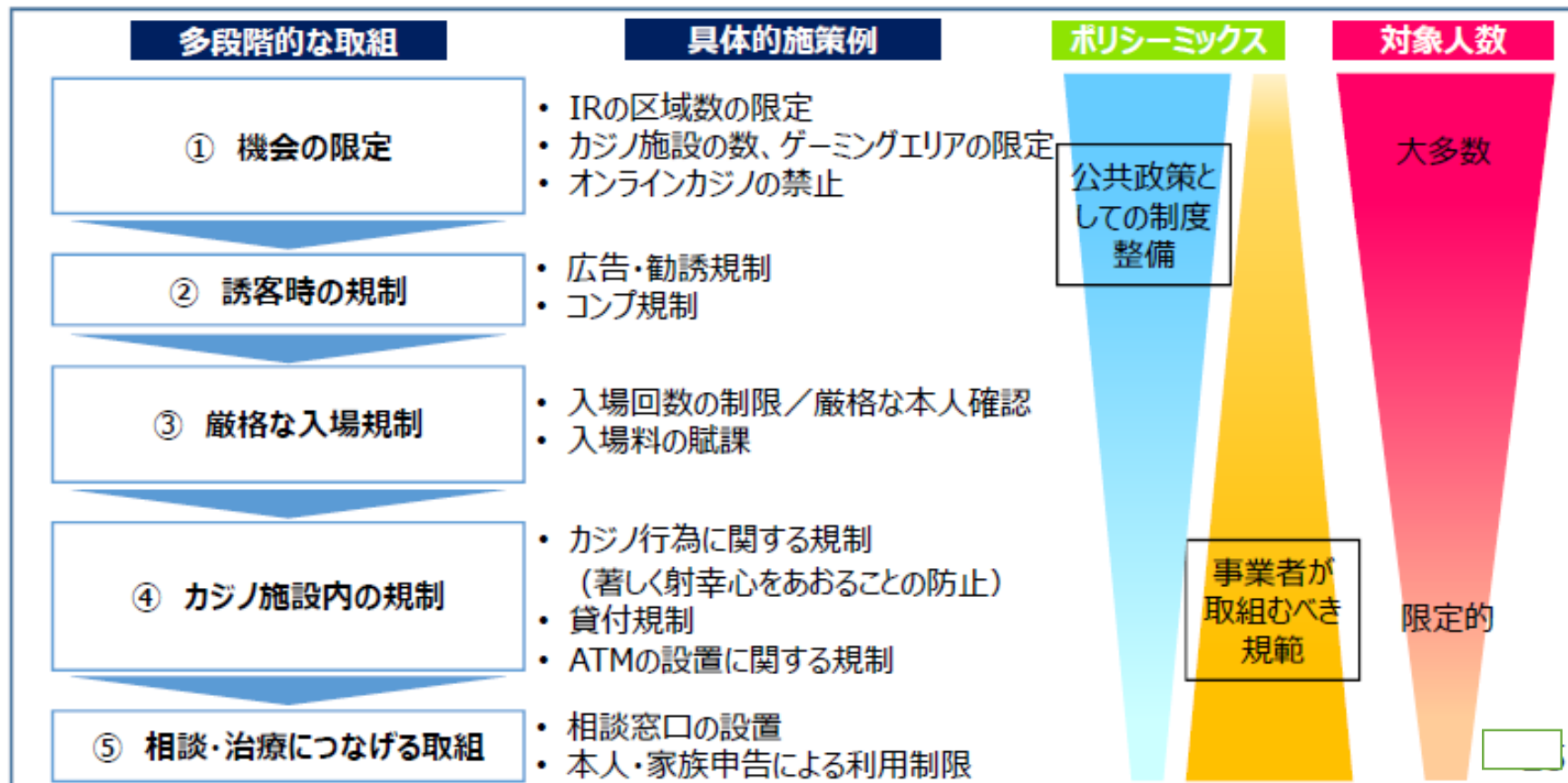
- 重層的/多段階的取り組みの必要性
 - i)ゲーミングに触れる機会の限定
 - ii)誘客時の規制
 - iii)厳格な入場規制
 - iv)カジノ施設内での規制
 - v)相談・治療につなげる取組

- 公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス
 - i)公共政策として整備するもの
 - ii)カジノ事業者が取り組むべき責任として確立するもの
 - iii) i)とii)の両方の取り組みが求められるもの

青少年の健全育成については、未成年者が特に保護の要請が強いことも踏まえ、広告・勧誘及び入場規制の観点から検討を実施している。

3. 日本型IRにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

(1) IR推進会議の取りまとめにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策



出典：IR推進会議取りまとめ（概要）～「観光先進国」の実現に向けて～

3. 日本型IRにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

(1) IR推進会議の取りまとめにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

1) 広告・勧誘の制限

① 広告・勧誘の内容・場所等に関する制限

カジノ事業に関して以下の表示・説明を禁止すべき

- i) 虚偽・誇大な表示・説明
- ii) 客観的な事実であることを証明することができない表示・説明
- iii) 善良の風俗・清浄な風俗環境を害するおそれのある表示・説明

IR区域以外の地域では、カジノ事業に関する看板・ポスター等の広告物の設置やビラ等の頒布を原則として禁止すべき

② 未成年者に対する広告・勧誘の制限

20歳未満の者に対してカジノ事業に関するビラ等の頒布や勧誘を禁止すべき

③ 再勧誘の禁止

相手がカジノ施設を利用しない旨の意思を表示したときの再勧誘を禁止すべき

3. 日本型IRにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

(1) IR推進会議の取りまとめにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

1) 広告・勧誘の制限（続き）

④ カジノ管理委員会による広告勧誘指針の作成・公表

カジノ事業に関する広告・勧誘の方法が適切なものとなるよう努力義務を課すとともに、カジノ管理委員会が広告・勧誘に関する指針を作成・公表できることとすべき

⑤ 広告・勧誘を行う者に対する一定の表示・説明の義務付け

カジノ事業に関する広告や勧誘を行う場合は、カジノ施設の利用と依存症との関係に注意を促す内容や20歳未満の者の入場禁止についての表示や説明を義務付けるべき

2) コンプ（※1）に関する規制

カジノ施設の過度な利用を誘発するような高額のコンプの提供や、善良の風俗を害するようなおそれがある提供方法によるコンプの提供を禁止すべき

※1 諸外国のカジノ事業においては、顧客の勧誘・ゲーミングの促進手段として、顧客のカジノの利用に応じ、「コンプ」と呼ばれる多種多様な物品やサービス等を提供することが一般的な商慣習となっている。具体的には、カジノの利用状況に応じて、特定のステータスを付与し、それに応じた割引（カジノ・美術館等）や専用のサービス（優先予約・利用、送迎等）を提供すること等を行っている。

3. 日本型IRにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

(1) IR推進会議の取りまとめにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

3) 入場回数の制限

① 入場回数制限の考え方

1か月程度の長期間における回数制限と1週間程度の短期間の回数制限を組み合わせるべき

② カジノ管理委員会による入場回数情報の一元的な把握

カジノ管理委員会は、顧客のカジノ入場状況を把握し、事業者の照会に応じることとすべき

③ マイナンバーカードを活用した本人確認措置

4) 入場料の賦課等

外国人旅行客以外の者に対して、1日（24時間）単位で入場料を課すこととすべき

3. 日本型IRにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

(1) IR推進会議の取りまとめにおいて導入が検討されているギャンブル等依存症対策

5) 事業者の実施する依存防止措置

国が行う依存症防止のための措置に加え、カジノ事業者が取り組むべき規範を制度化して盛り込むこととすべき

- 相談窓口の設置等
- 本人・家族申告による利用制限措置
- 内部管理体制の整備
 - ・ 依存防止規程の作成
 - ・ 従業員への教育訓練等
 - ・ 実施体制の整備
 - ・ 監査体制の整備
 - ・ 自己評価の実施
 - ・ 記録の作成・保存
- カジノ管理委員会への報告義務

6) 青少年の健全育成

- 20歳未満の者に対しては、IR区域の内外に関わらず、カジノ事業に関するビラ等の頒布や勧誘を禁止すべき
- 20歳未満の者については、カジノ施設への入場を禁止すべき

ご清聴ありがとうございました。